

2024年4月1日以降の申込審査分（トライアルも含む）より、法改正に伴う確認書類のご提出が必要となります。

ご提出いただく確認書類は下記のうちいずれかをご用意ください。

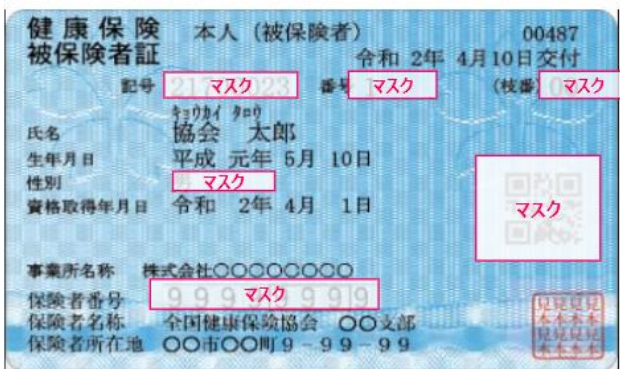
※法人確認書類、本人確認書類、在籍確認書類それぞれ1点必要となります

確認書類に記載されている重要な個人情報についてはマスキングのうえご提出をお願いいたします。

【マスキング必要項目】

- ・運転免許証：臓器提供意思、本籍変更履歴（裏面に変更履歴の記載がある場合）
- ・マイナンバー：個人番号、性別、臓器提供意思
- ・健康保険証：記号・番号、枝番、性別、保険者番号、QRコード
- ・住民票：本籍

例) 保険証をマスキングする場合



■ご提出書類

※法人確認書類、本人確認書類、在籍確認書類それぞれ1点ご提出ください（コピー不可）

【法人確認書類】 ※発行から3ヵ月以内（WEBサイトなどインターネットから取得した書類は受付不可）

- ・登記事項証明書（登記簿謄本）※現在（履歴）事項全部証明書
- ・印鑑証明書

【本人確認書類】 ※有効期限が切れている場合は受付不可

- ・運転免許証 ※表裏両面ご提示ください
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）※表面のみご提示ください
- ・日本国パスポート(旅券) ※要補助書類

※日本国パスポートをご提出いただく際は①～⑤いずれかの補助書類をご用意ください

<補助書類>

①公共料金の領収書

※住所の記載があり、領収印がある(または「領収した」旨が記載されている)もの

※発行から3ヵ月以内

②住民票記載事項証明書

※発行から3ヵ月以内

※「住民票の写し」「広域交付住民票(住民票を登録している市区町村外から発行した住民票の写し)」でも可

※個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、番号のマスキング必須

③官公庁発行の印刷物(納税通知書、納税証明書、等)

※発行元の官公庁名の印字があること(官公庁名が手書きの場合は受付不可)

※発行から3ヵ月以内

④公共料金の請求書

※住所の記載があり、「請求額」の記載があるもの

※発行から3ヵ月以内

⑤住居証明書(住居証明書発給請求書)

※発行元である官公庁名(外務省)の印字があるもの

※発行から3ヵ月以内

【在籍確認書類】

- ・社員証 ※法人名/姓名が確認できること
- ・名刺 ※法人名/姓名が確認できること
- ・健康保険証(被保険者のみ) ※法人名が確認できること

※本人確認書類としてパスポートを提示し補完書類で健康保険証を提示した場合

在籍確認書類は健康保険証以外の社員証もしくは名刺を提示ください。